

佐賀県人事委員会規則の形式の左横書きの実施に関する規則をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第二十五号

佐賀県人事委員会規則の形式の左横書きの実施に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている人事委員会規則(以下「既存規則」という。)の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(既存規則の形式の改正)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方又は上方は、この規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)においてはそれぞれ上方又は左方とする。
- 二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存規則における文字の配置と同様とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号に 用いられている漢数字	アラビア数字
---------------------------------	--------

<p>二 号の番号に用いられている漢数字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだアラビア数字</p>
<p>三 号を第一次の段階で細分するため に用いられている文字及びこれを引 用するために用いられている当該文 字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>
<p>四 表中その内容を第一次の段階で細 分するために用いられている漢数字</p>	<p>アラビア数字</p>
<p>五 漢数字（次に掲げるものを除く。） イ 固有名詞の一部又は全部として 用いられているもの ロ 熟語の一部として用いられてい るもの ハ 数量又は順序を示す意味が薄く 他の数字に置き換えての表現がみ られないもの</p>	<p>アラビア数字（漢数字を区切る 読点は削り、三桁ごとにコンマ によって区切るとともに、小数 点を表す中点はピリオドに改め るものとする。）</p>
<p>二 数字の単位として用いられてい る万又は億であつて当該数字が万 未満の端数を含まない場合におけ る当該万又は億 ホ 第一号、第二号及び前号に定め るもの</p>	
<p>六 左（文面上の位置又は方向を示す ために用いられているものに限る。）</p>	<p>次</p>

七 上欄	左欄
八 下欄	右欄
九 よつ音に用いる「ゃ」「ゅ」「よ」、 「よ」、「ゃ」、「ゅ」若しくは「ヨ」 又は促音に用いる「っ」若しくは「ッ」	それぞれ「ゃ」「ゅ」「よ」、 「ゃ」、「ゅ」若しくは「ヨ」 又は「っ」「若しくは「ッ」

- 2 前項の表第六号の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。
- 3 第一項の表第三号、第四号及び第六号から第九号までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、事務局長が定めるところによる。

(補則)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。